

吹田市空家等対策協議会設置要領

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）
第7条第1項の規定に基づき、吹田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議等を行う。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 空家等の適正な管理に関する事項
- (3) 特定空家等の措置に関する事項
- (4) その他空家等対策計画の実施に関し必要とする事項

(組織)

第3条 協議会は、市長及び委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長をおき、市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 協議会に副会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市計画部住宅政策室において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。